

仮建設工事請負契約書(例)

収入
印紙

- 1 工 事 番 号
及び 工 事 名
- 2 工 事 場 所 (自)
(至)
- 3 工 期 着手 一年一月一日(県議会議決の日)
完成 一年一月一日(県議会議決の日から〇〇〇日間)
- 4 請 負 代 金 額 ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) ¥〇〇,〇〇〇,〇〇〇-
〇〇年度 ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇-
〇〇年度 ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇-
- 5 請 負 代 金 の 支 払 前払金 ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇-
〇〇年度 ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇-
〇〇年度 ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇-
中間前払金 -
部分払の回数 〇〇回以内
- 6 契 約 保 証 金 ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇- (本契約までに納付する)

- 7 解体工事に要する費用等 別添による
〔注〕建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、別添に記入すること。

- 8 そ の 他
(1) この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年三重県条例第9号)第1条による議会の議決を得た後、本文を本契約に切り替えるものとする。

なお、不正な行為等の疑いがある場合には、本契約の締結を保留するものとする。

- (2) 次に掲げる場合には、発注者はこの仮契約を解除できるものとする。

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされた場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされた場合に、当該受注者の施工能力等(施工計画、資金計画等を含む)を判断し、不適格とした場合。

イ 三重県から入札参加の資格制限又は資格(指名)停止を受けた場合。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場に……………以下省略